

## 外国人介護留学生奨学金給付等支援事業費補助金に関するQ&A

番号	質問	回答
1	<p>日本語学校に通う留学生への奨学金の貸与又は給付は、補助の対象となるか。</p>	<p>実施要綱 3 (2) アのとおり、介護福祉士資格取得を目指し、介護福祉士養成施設への入学を前提として日本語学校に通う留学生であれば、対象となる。</p> <p>なお、実施要綱 3 (3) カのとおり、介護福祉士養成施設を修了しなかった留学生に関しては、奨学金の全部について補助の対象としないため、当該留学生が介護福祉士養成施設を修了しなかった場合は、補助金の返還を要する。</p>
2	<p>実施要綱 4 (3) に、補助事業者は、補助を受けた留学生について、前年度の状況を報告しなければならないとあるが、</p> <p>① 4月以降も在学中の者について、報告する必要があるか。</p> <p>② 前年度に介護福祉士養成施設を修了した者について、どのように報告すればよいか。</p> <p>③ 就職している者について、4月以降に退職予定がある者については、どのように報告すればよいか。</p>	<p>① 在学中の者については、進級または介護福祉士養成施設に進学することを確認し、実施要綱別紙 1 により報告すること。</p> <p>② 前年度に介護福祉士養成施設を修了した者については、就業先についても記載すること。</p> <p>また、実施要綱 3 (3) カのとおり、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了しなかった留学生に関しては、奨学金の全部について補助の対象としないため、前年度に介護福祉士養成施設を修了した者については、実施要綱別紙 1 に修了証明書の写しを添付すること。</p> <p>③ 就職中の者については、次年度も就労を継続することを確認し、退職予定がある者については、その旨実施要綱別紙 1 に記載すること。</p>